

補助の対象とならない経費（令和8年度版）

- (1) 出発前の給油領収書（満タン証明）がない帰着後給油
- (2) 通常、販売原価に含まれている商品を販売する上で必要不可欠な商品名などのパッケージや容器、表示が必要な項目の商品名、食品表示のラベルやシール、販売するための箱（販売用商品に対する補助となり本事業の趣旨に反するため）
- (3) 本事業は、あくまで商品の販売力強化を目的としているため、販売するもの自体の加工・開発、新商品開発の試作品も補助対象外
- (4) 個人のウェブサイトや事業期間内にウェブサイトが完成公開されない場合
- (5) 県産農林水産物（県産農林水産物を使用した加工品を含む）でないもの（調理する場合、食材はすべて県産とすること）
- (6) 事業主体またはその構成員が生産した農林水産物等に対する支払い
- (7) ふるさと納税の返礼品にかかる費用
- (8) 工芸品、木材、花卉
- (9) 飲食代
- (10) 汎用性が高い物品（例：鍋や包丁、ゴミ箱等）（本事業以外での使用可能性が認められるもの）
- (11) 経営先等への発注
- (12) 通年実施や常設ブース・小売業等への商品等送料、百貨店、スーパー、オンラインストアなど小売を生業とする事業者及び消費者への配送料（通常、販売原価に含まれており、そこから回収するべきものであるため）
- (13) 本事業 申請等の書類作成に係る経費（インク代や郵便代）
- (14) 販売促進に直接関係のないもの
- (15) キャンセル料
- (16) 課税団体（見込みを含む）における消費税等相当額等
- (17) 購入した物品の未使用分（例：補助金でチラシを1,000枚印刷したが、800枚しか配布できなかった。この場合、残った200枚の印刷費は補助対象外、配送用に購入したダンボール等も同様）
- (18) ポイントが付与されていた場合のポイント相当額
- (19) 計画していた数量を超えた分の購入等費用（試食・サンプル提供数やチラシ配布数など）
- (20) 景品やノベルティグッズの作成・購入経費（県産農林水産物及びその加工品を除く）